

令和3・4年度資格審査申請にあたっての留意点等について

令和3・4年度の資格審査申請にあたっては、以下の点に留意してください。

1 受付方法及び受付期間

新型コロナウイルス感染症対策のため、対面による審査は行わず、資格審査申請の受付は、原則として郵送による受付とします。このため、原本提示としていたものは、写しを提出してください。ただし、原本については、公社の求めに応じて、提出できるように保管しておいてください。また、持参での提出も可能ですが、対面での審査は行わず受付のみとします。受付期間については、以下のとおりです。

令和3年1月18日(月) から 令和3年1月29日(金) まで(期間内の消印有効)

2 各資格共通の変更点等

(1) 前回(平成31・32年度資格審査)からの変更点

- ① 今回の受付期間は1回のみです。(道南支所も同じ受付期間です。)
- ② 原則として、郵送による受付とします。(持参による提出も可能です。)
- ③ 前回、原本提示としていたものは、コピーでの提出とします。(原本は保管をしておいてください。)
- ④ 送付票(別添様式)により、連絡先、提出書類の内容のチェックをしてください。
- ⑤ 再審査、変更届及び年間委任状がある場合は、申請書とは別に送付してください。

(2) 注意事項

- ① 申請にあたっては、対面による確認ができないため、記入漏れがないよう注意してください。
- ② 申請書等の様式は、今回の様式にて作成してください。(旧様式では受付しません。)
- ③ 資格要件に、「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」のすべてにおいて加入若しくは適用除外であることが必要です。いずれか一つでも未加入がある場合は、申請を行うことはできません。

なお、審査基準日までに未加入保険に加入した場合については、保険に加入したことが確認できる書類及び直近の保険料領収書の写しを添付することで申請することができます。

また、適用除外に該当する方は、届出義務が無いことを証するため、「社会保険等適用除外申出書」の提出が必要です。

3 建設工事の資格に係る主な変更点等

(1) 前回（平成 31・32 年度資格審査）からの変更点

- ① 特に大きな変更点は、ありません。

(2) 注意事項

- ① 営業所一覧表は、建設業許可申請時に提出した様式の写し等を提出してください。
- ② 有効な経営規模等評価結果通知書は、審査基準日が通常であれば令和元年 9 月 2 日以降のものですが、「新型コロナウイルス感染症対策」による緩和措置により、審査基準日が平成 30 年 10 月 30 日以降のものを有効としています。ただし、有効な通知書のうち、最新のものでなければなりません。

4 設計等の資格に係る主な変更点等

(1) 前回（平成 31・32 年度資格審査）からの変更点

- ① 特に大きな変更点は、ありません。

(2) 注意事項

- ① 資格要件「1 年以上（前から）その事業を営んでいること」、「直前 1 年間に、その事業に係る売上高を有していること」を確認するため、契約書等の写しを提出していただきますが、それぞれの期間において、契約を履行したものがが必要です。

5 農業用機械等の購入・賃貸借の資格に係る主な変更点等

(1) 前回（平成 31・32 年度資格審査）からの変更点

- ① 特に大きな変更点は、ありません。

(2) 注意事項

- ① 家畜管理用機械及び牧場用機械等取扱い一覧（別記第 7 号様式）は、指名選考の大事な指標となるので、記入漏れのないようにしてください。